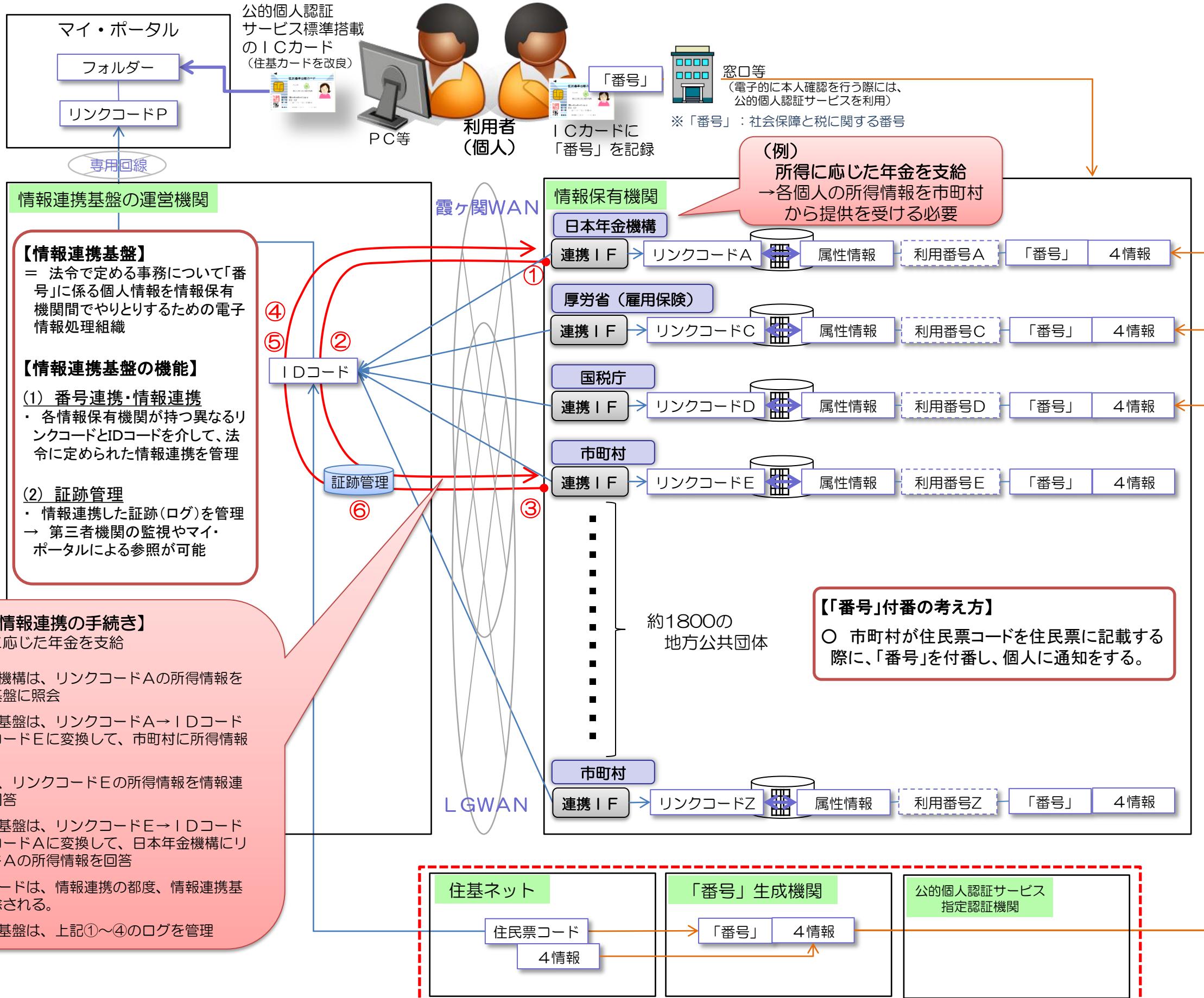


社会保障・税に関わる番号制度に関する議論を踏まえた 住民基本台帳ネットワークシステム等のあり方について【中間論点整理】

別紙1-1

- 平成23年6月23日に開催された住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会において、中間論点整理をとりまとめ。
- 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴い、住民基本台帳ネットワークシステム等が国民の権利を守るために必要不可欠な情報インフラとなることを踏まえ、実効的な制度となるよう検討を実施。

1 個人に付番する「番号」	<p>(番号制度導入時)</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>指定情報処理機関が、住民票コードを「番号」生成機関に提供し、「番号」生成機関が住民票コードに対応する「番号」を生成し、当該「番号」を都道府県、市町村に通知して、市町村から個人に対し通知</u>することとすべきではないか。 <p>(番号制度導入後)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市町村長は、<u>出生等により新たに住民票に住民票コードを記載した場合</u>には、「番号」生成機関から指定された、<u>住民票コードに一対一対応した「番号」を個人に通知</u>することとすべきではないか。○ 「番号」を付番した際に、「番号」を住民票に記載することとすべきではないか。
2 情報連携	<ul style="list-style-type: none">○ <u>指定情報処理機関が、住民票コードをIDコード付番機関に提供し、IDコード付番機関がIDコードを生成</u>することとすべきではないか。○ リンクコードが情報保有機関の個人情報データベースに紐付けられるためには、<u>情報保有機関が保有する4情報と住基ネットの保有する最新の4情報とを突合することが必要</u>ではないか。
3 ICカード	<ul style="list-style-type: none">○ <u>「番号」を記載しない身分証明書としての機能も維持</u>するため、ICカードの<u>「番号」記載を選択制</u>とすべきではないか。○ <u>国民に対し、自己情報のアクセス記録を確認するためのマイ・ポータルへのログイン等に必要なICカードを取得する機会を最低限保障</u>する必要があることから、取得費用は<u>無料</u>とすべきではないか。○ <u>身分証明書としての機能や公的個人認証サービスの有効期間との関係</u>から有効期間を<u>5年</u>とすべきではないか。○ <u>一定のセキュリティ基準を満たした民間事業者</u>に公的個人認証サービスの<u>署名・認証検証者となることを認めること</u>とし、<u>それ以外の民間事業者</u>は、本人の同意を得た上で、<u>指定認証機関が署名・認証検証者となるべき</u>ではないか。○ <u>電子証明書のシリアル番号は住民票コードの告知要求制限と同様の規制</u>を設けるべきではないか。
4 国と地方の役割分担等	<ul style="list-style-type: none">○ 番号制度は国民にとって基本的かつ重要なシステムとなるものであり、「番号」の付番事務はこのシステムの根幹に関わる事務であるため、<u>法定受託事務とするか</u>。それとも<u>住民票コードの住民票への記載事務と同様に、自治事務とするか</u>。○ 住基ネット等を安定的かつ確実に運営していき、地方公共団体のガバナンスを強化するため、<u>地方共同法人など法律上明確に位置づけられた公的な法人が行う仕組みとするべき</u>ではないか。
5 今後の課題	<ul style="list-style-type: none">○ <u>ICカードの効率的な発行方法</u> ○ 番号法を踏まえた住民基本台帳法等の適切な改正 等



(例) 所得に応じた年金を支給
→各個人の所得情報を市町村から提供を受ける必要

【「番号」付番の考え方】
○ 市町村が住民票コードを住民票に記載する際に、「番号」を付番し、個人に通知をする。

【具体的な情報連携の手続き】
(例) 所得に応じた年金を支給

- ① 日本年金機構は、リンクコードAの所得情報を情報連携基盤に照会
- ② 情報連携基盤は、リンクコードA → IDコード → リンクコードEに変換して、市町村に所得情報を照会
- ③ 市町村は、リンクコードEの所得情報を情報連携基盤に回答
- ④ 情報連携基盤は、リンクコードE → IDコード → リンクコードAに変換して、日本年金機構にリンクコードAの所得情報を回答
- ⑤ リンクコードは、情報連携の都度、情報連携基盤から削除される。
- ⑥ 情報連携基盤は、上記①~④のログを管理

1. 住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会

(1)趣旨

住民基本台帳ネットワークシステムの運営、個人情報保護措置、セキュリティ対策、地方公共団体の体制などのあり方について幅広く調査審議を行い、総務大臣に意見を述べることを目的とする。

(2)委員

座長:安田 浩 (東京電機大学教授)

委員:飯泉 嘉門 (徳島県知事)、遠藤 紘一 (リコージャパン株式会社代表取締役 会長執行役員)、大山 永昭 (東京工業大学教授)、小川 和久 (NPO法人国際変動研究所理事長)、加藤 孝二 (全日本自治団体労働組合副中央執行委員長)、清原 慶子 (三鷹市長)、手塚 悟 (東京工科大学教授)、堀部 政男 (一橋大学名誉教授)、前川 徹 (サイバー大学教授)、松尾 明 (公認会計士)

(3)開催実績

今年度:平成23年6月2日、6月23日 (これまでに21回開催(第1回は平成14年9月3日))

2. 住民基本台帳ネットワークシステム専門調査会

(1)趣旨

社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度に関する議論を踏まえた住基ネットの活用のあり方並びに印鑑登録証明、図書館利用、公共施設利用予約サービス等地方公共団体が実施する各種行政サービスへの住民基本台帳ネットワークシステム及び情報連携基盤の活用等について検討を行うことを目的とする。

(2)構成員

座長:大山 永昭 (東京工業大学像情報工学研究所教授)

構成員:石井 夏生利 (筑波大学大学院図書館情報メディア研究科 准教授)、井堀 幹夫 (東京大学高齢社会総合研究機構客員研究員)、太田 匡彦 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)、小尾 高史 (東京工業大学大学院総合理工学研究科准教授)、近藤 晃司 (北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課・地域情報化担当課長)、須藤 俊明 (財団法人藤沢市産業振興財団常務理事)、浜本 三千夫 (財団法人地方自治情報センター教育研修部長)、林 知更 (東京大学社会科学研究所准教授)、舟橋 要 (東京都新宿区地域文化部戸籍住民課長)、山戸 康弘 (大分県企画振興部統計調査課長)

(3)開催実績

第1回専門調査会	平成23年3月24日
第2回専門調査会	平成23年4月13日
第3回専門調査会	平成23年5月13日
第4回専門調査会	平成23年5月20日
第5回専門調査会	平成23年6月16日